

## 報告第10号

### 寄附の受納について

寄附を受納したので、次のように報告する。

令和7年12月9日

嘉島町長 鍋田 平

1 寄附者

荒木前町長銅像建立委員会 委員長 石坂 道春

2 寄附年月日

令和7年10月20日

3 寄附の内容

嘉島町名誉町民荒木泰臣氏顕彰記念像一式 、石碑1基

4 寄附の用途

公共施設として名誉町民の功績を永く顕彰する。

(報告理由)

本件寄附は、地方自治法第96条第1項に該当しないため、議会の議決は不要であるが、寄附の透明性の観点から報告するものである。